

## 公益財団法人千里リサイクルプラザ令和3年度(2021年度)第5回理事会議事録

1. 開催日時 令和3年11月19日(金)午前10時00分から同11時00分まで
2. 開催場所 吹田商工会議所会館 2階 第1会議室
3. 理事現在数 10名
4. 理事定足数 6名
5. 出席理事数 9名  
門脇 則子 平田美恵子 柚山 明彦 黒田 勇 柴田 仁  
中嶋 勝宏 西川 俊孝 毛利 裕明 和田大志郎
6. 欠席理事 後藤 暢之
7. 出席監事 原田 憲
8. 会議の目的事項  
決議事項 第7号議案 公益財団法人千里リサイクルプラザ第2次中期計画の策定の件
9. 会議の概要

### (1) 議長の確認

冒頭で天野美晴参事が司会となり、本年度最初の対面での理事会開催につき、役員各位及び事務局職員の紹介を行った後、本日の議長は定款第37条の規定により門脇則子理事長が務める旨を報告した。

### (2) 定足数の確認

議長は、本年9月の吹田市資源リサイクルセンターの指定管理者選定委員会において、当財団が令和4年度からの次期指定管理者の候補者として選定されたこと、さらに今後吹田市議会で承認を得られれば、指定管理者として引き続き5年間の業務に従事することとなる旨を報告した。またCOP26 開催に見られる国際的なレベルでの脱炭素社会への取組の高揚とともに、一人ひとりが自ら行動を起こすことが求められ、当財団の果たすべき責務の重要性を述べ、本日の出席理事数が9名で定足数を満たしており、本日の理事会が有効に成立していることを報告した。

### (3) 議案の審議状況及び議決結果

#### ①第7号議案「公益財団法人千里リサイクルプラザ第2次中期計画の策定の件」

議長は第7号議案を議題とし、事務局にその説明を求めたので、第2次中期計画書(案)について議案書を基に上川善一郎主幹と大森亘主査が説明した。

議長が質問及び意見を求めたところ、次のような質問応答があった。

#### (西川理事)

第2次中期計画書(案)の「はじめに」の記述で第5パラグラフ中、インデント形式が整っていない箇所がある。また4Pの「実現へのロードマップ」の「3. 魅力ある市民工房・実践教室のために」の記載で、本編中の文言と一部齟齬があるが、どちらが正しいのか。

指摘を受けた2箇所につき、議長が事務局に正しい表記を確認したところ、事務局が指摘を受けた箇所の形式を整えること、及び4Pの文言については本編中の記載が正しく、これに訂正する旨回答を行い、お詫びとともに訂正した。

(西川理事)

13Pの「柔軟な市民研究所運営体制の構築」というところで、センター内に市民研究員が集うことができるスペースの常設を検討するとあるが、イメージや何か具体的なものはあるのか。

(上川主幹)

これまで、市民研究員がプラザに来た際に、集まることのできる明確なスペースというのは定められてはいない。今後こうしたスペースを確保することにより、市民研究員が相互に交流しあい、絆を深めることができるという効果が見込まれるとともに、市民研究員と一般の来館者が話をする場ともなり、市民研究員の活動の紹介等を通じて、新たな環境啓発活動の取組ともなると考えている。現時点でいくつか設置スペースの候補はあるが、他の事業での使用との兼ね合いもあり、まだ最終決定には至っていない。これは新たな市民研究所の活動の象徴としても、是非、実現させたいと考えている。

(中嶋理事)

第2次中期計画書(案)の「はじめに」の記述にある財団の名称に関して、スピード感は別として、名称変更するという方針についてはそのまま間違いはないか。

(上川主幹)

方針変更はない。

(中嶋理事)

市の環境部を預かる者として、来週11月24日水曜日から始まる11月定例会において、センターの指定管理者の議案がかかることになるが、まずしっかりと説明し決議を得たい。事前説明に市議会議員各会派回っている中で、現在、2点の指摘事項をいただいている。1点目は、事業の成果に比して、発信力が十分でなく、折角の成果が広く認知されていないこと、2点目は財団の歴史を考えると外部とは多くのコミュニケーションを取ってこられたと思うが、今後は更に、今までにない相手との協働が必要ではないかということである。第2次中期計画(案)での取組とともに、この2点の実現も要望したい。

(柴田理事)

第2次中期計画(案)はしっかりと作成されていると思う。基本的にはこの案に沿って事業を進めていけば良く、賛同するところである。市民との関わりという点では、環境問題やリサイクル問題に関心を持った市民研究員を中心に行動してきたと思うが、中嶋理事の発言にあったように、接点となる相手を広げていく必要があると考える。環境問題に対して真摯に取り組むべきと考えている市民が様々な団体にいるので、そういった団体とつながりを深めてもらいたい。また事業者については、脱炭素を無視して商売を考えることはできなくなりつつあるというのが現状である。世界中で環境投資というものが注視されてもきている。また事業者だけではなく、顧客も脱プラスチックなど環境に配慮した製品でないと購入しないという意識づけがなされてきている。事業者からの発信というよりは、顧客である市民にそういう意識があることを考えると、事業経営上これを念頭に置くということが経営者にとって必須となる。財団もこういう考えを持つ事業者と連携を行い、SNSでの発信も双方向で行い、環境意識の高いもの同士が結びつきを強めて、

一つの大きなムーブメントを産み出すとともに、その核となる役割を果たしてもらえればと思う。財団が目指している方向は正しく、基本的に賛成しているので、今後はやり方を考えて工夫してもらえればと思う。

(門脇理事長)

理事の種々の発言に感謝し、今後とも、理事各位からの貴重な意見を取り入れて、財団の事業を進めていきたいと考える。第2次中期計画(案)の記載内容すべてについて、この場で説明を行うことはできないが、他に疑問点等があればお聞きしたい。

これ以上質問がなかったので議長は意見を求め、意見がなかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第7号議案は承認可決された。

(4) 報告事項

門脇則子理事長、平田美恵子副理事長、柚山明彦専務理事が、定款及び理事会の決議に基づく自己の職務執行状況につき、順次自ら報告を行った。

議長は実施事業概要及び決算書類の詳細について、改めて事務局にその説明を求めた。

上半期事業報告については、下村研司主幹と大森亘主査が説明した。

上半期決算の計算書類及び監事監査の状況については、令和3年8月12日に第1四半期監事監査、令和3年11月4日に第2四半期監事監査が行われ、適正な処理の確認を得たこと、また併せて行政庁への届出についても、田崎貴子主査が説明した。

議長が報告事項及びその他全般について質問や意見を求めたところ、次のような質疑応答があった。

(柴田理事)

コロナ禍での感染対策を徹底した上での事業運営はご苦労様だった。今後のことについて第2次中期計画(案)でも触れられていたが、財団の資産運用について考えると、世間では低金利時代にあつて、公益財団の資産運用がうまくいっておらず目減りしているということをよく聞く。プラザは10億近くの出捐金を運用していると思うが、株価の上昇もある中で、どういう金融商品で運用していくかについて考えた場合、多少のリスクはあつても、環境投資をしているような企業を対象とした資産運用を行うことも考えてよいのではないか。総合的に見た場合、そうした運用は環境問題に関わる取組になると考える。多額の出捐を行っている行政にも手立てを考えてもらう必要はあるものの、もし役員各位の承諾がいただけるのであれば、運用益も期待されるところであり、一度検討してみてもどうか。将来を見据えた財団名称の変更も検討されている中で、環境問題に様々に取り組んでいる事業者と協力するという点でも意味があると思うが。

(門脇理事長)

第2次中期計画(案)にも記載のある、財政基盤の安定化という課題に関わる貴重なご意見として拝聴する。

(上川主幹)

ご指摘の通り、第2次中期計画(案)にも財政基盤の安定化という記載があり、新たな取組を行う必要性を謳っている。柴田理事にご指摘いただいた点については、まず現状、定期的に証券会社数社より、新たな資産運用方法についての情報入手に努めている。その中でリスクとリターンのバランスを吟味しながら、新たな方策の可能性について探っている。現状、財団の資産については出捐金の9億6千万円を、20年と30年の国債の購入で運用しており、購入当時の利率の高さや償還期間までまだ十分な年月があることを考慮すると、早急に買換えを行うという必要性には至っていないと考えている。ただ柴田理事のご意見にもあったように、環境債としてのグリーンボンドへの環境投資等は、事務局長を始めとして事務局としても認識しており、今後取り組んでいくべき方向性であると捉えている。運用による収益性も十分に研究しながら検討したいと思う。また、それとは別に、今まで収益性のある自主事業として取り組めていなかったものとして、他の事業体からの環境に関わる委託事業を受託する取組を来年度から進めることを考えている。これが実るには1年や2年という年月が必要になるかと思うが、新たな取組として、財団の財政基盤の安定化につなげていきたい。

(柚山専務理事)

ただ今の説明に補足をすると、財団は基本財産9億6千万を有しているが、これは財団設立時に趣旨にご賛同いただいた企業や個人の方、また行政からの出捐金として託されたものである。この基本財産の運用については、旧文部省からの指導で、株等の価格変動リスクの高い金融商品や美術工芸品への運用は禁止するという基準が定められていた。一方で現状、その基準が徐々に緩和されつつあることもまた事実であり、事務局としても上級官庁である大阪府庁とも協議をしながら、適宜進めていきたいと考える。

(柴田理事)

確かに大阪府庁の指導に従う必要はあるが、例えば年金基金等に目を向けると、確実な利回りの金融商品への運用だけでは立ち行かず、赤字を重ねて基金を解散せざるを得ないところが多くなっている。そういった事実を勘案すると、世間相場的な運用益を得られていないということが、努力義務に違反しているという見方にも受け取られるようになってきている。こうして状況も変わってきている中で、将来に備えて研究をしていくことが必要なことであると思う。

(門脇理事長)

常にアンテナを張って情報収集に努め、出来ることがあれば取り組んでいきたいと考える。

(西川理事)

施設見学者やらっく de プリマの出店者、くるくる体験の受講者等の人数についての報告はあったが、属性という観点からの考察も行い分析すべきだと思う。以前は来館者の層が中高年齢層に偏っていたが、最近では子ども連れの若年層の家族が随分増えていると聞いている。視察見学者団体も、前は中国や東南アジアが主であったが、そうした海外からの視察見学がコロナ禍により皆無となっている。四半期ごとの実績を分析するにあたって、こうした属性から見た特徴や変化を、的確に捉えて報告をしてもらうことで、実態把握や先々への布石へのヒントとなるのではないかと。

(天野参事)

今、西川理事からご指摘のあった点について、コロナ禍の中で例えば、くるくるワークショップについて事前予約制としたこと、了承いただいた参加者にはメールアドレスを連絡いただき、情報を提供することで、かなりの数の若い子育て世代のリピーターに来館してもらえるようになった。こういった取組をさらに進めていこうと考えている。

以上をもって議案の審議等を終了したので、議長は午前11時00分に閉会を宣した。

この議事録が正確であることを証するため、定款第39条第2項の規定により、理事長及び監事は記名押印する。

令和3年11月19日

理事長 門脇 則子



監事 原田 憲



捺印